

(制定) 令和3年10月1日

(改正) 令和4年8月18日

IR推進室の業務について

学 長 裁 定

IR推進室運営規程第8条の規定に基づき、IR推進室の業務について、以下のとおり定める。

IR推進室は、学長の命を受け、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学情報の収集・分析に係る企画・立案に関すること
- (2) 各部等が収集・蓄積する大学情報の集約に関すること
- (3) 大学情報の統合的分析及び可視化並びに分析結果の共有化に関すること
- (4) 大学情報の分析結果に基づく戦略立案及び意思決定の支援に関すること
- (5) 大学情報の分析結果に基づく資料の作成及び公表に関すること
- (6) 統計調査、情報公開、評価等に対応する大学情報の提供に関すること
- (7) 大学情報の収集・分析に係る研修等への定期的な参加に関すること
- (8) その他室の業務遂行に必要な事項